

## 栃木県県産木材利用促進条例（仮称）案の主な内容

### 1 目的

この条例は、県産木材の利用の促進について、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、県産木材の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって林業及び木材産業の振興による本県の経済の活性化、循環型社会の形成並びに豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とします。

### 2 基本理念

- (1) 県産木材の利用の促進は、林業及び木材産業の持続的な発展が本県の経済の活性化に不可欠であることに鑑み、県産木材の経済的価値の向上が図られるよう行われなければならないこととします。
- (2) 県産木材の利用の促進は、植林、育林、伐採、使用及び再植林を繰り返すことによる森林資源の循環的な利用により、本県の豊かな森林資源が枯渇することなく次の世代に継承され、及び森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう行われなければならないこととします。
- (3) 県産木材の利用の促進は、木材の優れた特性を生かすことにより、県民の快適な居住環境の形成及び県民に癒やしをもたらす生活環境の創造に資するよう行われなければならないこととします。

### 3 県の責務

- (1) 県は、基本理念にのっとり、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとします。
- (2) 県は、(1)の施策の策定及び実施に当たっては、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、事業者及び県民と協働するよう努めるものとします。

### 4 森林所有者の役割

森林所有者は、基本理念にのっとり、その所有する森林の適切な整備及び保全並びに良質な県産木材の安定供給に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

### 5 林業事業者の役割

林業事業者は、基本理念にのっとり、地域における森林の経営の中核的な担い手として、森林の適切な整備及び保全、良質な県産木材の安定供給、森林資源の最大限の活用、人材の育成並びに林業の振興に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

### 6 木材産業事業者の役割

木材産業事業者は、基本理念にのっとり、県産木材の有効利用及び安定供給の推進、木材加工技術の継承及び一層の向上、県産木材の新たな用途の開発、人材の育成並びに木材産業の振興に

積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

## 7 建築関係事業者の役割

建築関係事業者は、基本理念にのっとり、県産木材に係る知識の習得、県産木材の利用、県産木材の普及、木造建築技術の継承及び一層の向上並びに人材の育成に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

## 8 事業者の役割

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて県産木材の利用に自ら努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

## 9 県民の役割

県民は、基本理念にのっとり、その日常生活を通じて県産木材の利用に自ら努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

## 10 県と市町村との協力

県及び市町村は、それぞれが実施する県産木材の利用の促進に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとします。

## 11 県産木材の利用の促進に関する指針

知事は、県産木材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県産木材の利用の促進に関する指針を策定するものとします。

## 12 県産木材の安定供給の促進等

県は、県産木材の安定供給の促進並びに林業及び木材産業の生産性の向上を図るため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとします。

- ① 森林資源の利用及び再生産を図るための森林の整備に関すること。
- ② 県産木材の生産に係る基盤の整備、森林施業の集約化及び林業機械の高度化に関すること。
- ③ 県産木材の加工及び流通の体制の整備に関すること。
- ④ 林業及び木材産業を担う人材の育成及び確保に関すること。

## 13 県産木材の利用の促進

県は、県産木材の利用の促進を図るため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとします。

- ① 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の建築等における県産木材の利用に関すること。
- ② 県産木材の製材品（原木等を切削加工して生産した角材、板材等をいう。）としての使用をはじめ、集成材、直交集成板等への使用に関すること。
- ③ 県産木材のブランド化（県産木材及び県産木材を使用した製品に対して信頼感等を与える独自の印象を創出することをいう。）及び産地の認証に関すること。

- ④ 県産木材及び県産木材を使用した製品の販路の拡大に関すること。

#### 14 木質バイオマスの利用の促進

県は、木質バイオマスの利用の促進を図るため、木質バイオマス施設の整備への支援、農業、畜産業、工業等への新たな利用を推進するための調査及び情報収集その他の必要な施策を講ずるものとします。

#### 15 設計者等の育成及び確保

県は、県産木材を使用した建築物を建築するために必要な知識又は技術を有する設計者等の育成及び確保に必要な施策を講ずるものとします。

#### 16 研究開発の推進等

県は、県産木材の利用の促進を図るため、林業経営の効率化、県産木材の品質の向上、新たな用途への活用等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとします。

#### 17 県の建築物等における県産木材の利用

県は、県産木材の需要の増進に資するため、自ら率先してその整備する建築物等における県産木材の利用に努めなければならないこととします。

#### 18 市町村への支援

県は、市町村が実施する県産木材の利用の促進に関する施策を支援するため、技術的な助言その他の必要な施策を講ずるものとします。

#### 19 学習機会の確保等

- (1) 県は、児童をはじめ広く県民が、県産木材の利用の意義を学ぶ機会を確保するために必要な施策を講ずるものとします。
- (2) 県は、(1)のほか、県産木材に関する情報の発信、県産木材に親しむための催しの開催その他の県民が県産木材の利用の意義を理解するために必要な施策を講ずるものとします。

#### 20 県産木材利用推進月間

- (1) 県民及び事業者の間に広く県産木材の利用についての関心と理解を深めるため、県産木材利用推進月間を設けることとします。
- (2) 県産木材利用推進月間は、10月とします。

#### 21 顕彰

知事は、県産木材の利用の促進に関し特に優れた取組を行った者を顕彰することができることとします。

#### 22 県産木材の利用の促進に関する協議会

- (1) 県は、県産木材の利用の促進に関する取組を円滑かつ効果的に実施するため、森林所有者、

林業事業者、木材産業事業者又は建築関係事業者の組織する団体、関係機関その他の関係者（以下「関係団体等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することとします。

- (2) 協議会は、関係団体等が、県産木材の利用の促進に関する課題について情報を共有し、緊密な連携を図るとともに、県産木材の利用の促進について協議を行うものとします。
- (3) (1)及び(2)に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定めるものとします。

## **23 財政上の措置**

県は、県産木材の利用の促進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

## **24 施策の実施状況の公表**

知事は、毎年、県産木材の利用の促進に関する県の施策の実施状況を公表するものとします。